

● 意外と見過ごされがちな、もう一つの経営リストラ策 ●

中小企業
ならではの

取締役会・監査役廃止の選択



4年前に会社法(以下、法)が施行されたことにより、株式会社の設立・運営がより柔軟なものになりました。しかし、起業の場面ならばともかく、既存の中小零細企業が大きな関心を寄せたとは言いがたいものです。そこで、今月は、既存の中小企業でも検討に値する会社機関の合理化策を、卑近な例を通じてわかりやすく紹介します。

■ 取締役を一人にするには

ひまわり興産は、創業20年の地域に密着した不動産仲介業。

オーナーが社長で、奥様が専務、旧くからの従業員が3人目の取締役、さらに形ばかりの監査役は社長の母親という、実質は限りなく個人事業に近い企業です。

ところが、その従業員氏が家族の事情で帰郷を余儀なくされ、困惑した社長が商工会の会長にどうしたものか、相談を持ちかけたというのが、事の始まりです。

「弱ったよ。退職も困るが、おまけに取締役の数が足りなくなってしまうなんて想定外だからな。曲りなりにも、株式会社なので、取締役の頭数は3人揃えなきゃならないからな」

「そうでもないよ。4年前に法律が変わって、取締役会がない会社であれば、取締役は1人でも良くなった(法 326 条1項)。お宅もこの際だから、取締役会を廃止してしまうという手がある」

「こいつは初耳だ。名目料を払って形だけの取締役にしてくれる人を探すよりは、廃止してしまうほうがマシだな。」

従来、株式会社には「株主総会」と「取締役会」という2つの機関を設ける義務がありました。しかし、株主と経営者が同一であることが多い中小企業においては、敢えて会社の決定事項を決める会議を2つ設ける意味はありません。

こうした中で平成18年に会社法が施行され、「非公開会社」に限り、「取締役会」を廃止することが認められました(法 331 条1項)。

- ・ 従来の取締役会の決定事項は、すべて株主総会で決定することになる
- ・ したがって、取締役会をわざわざ開く手間隙を省けるため、機動的な経営ができる
- ・ むろん、取締役会を廃止しても、取締役を3人以上選任することは任意である。

Q. 取締役が3人の取締役会設置会社で、取締役が辞任しても、辞任登記はできるか?

A. 欠員により定数の3人を割るため、登記は受け付けてはくれない。一方、死亡又は解任による欠員の場合ならば登記は可能だが、事後速やかに後任を選任し、登記する必要はある。もっとも、実態を優先するため、空白期間が生じないように遡及する必要まではない。

■ 取締役会廃止で、全員が代表取締役？

「ただし、取締役会を廃止すると、法律上は取締役が全員、代表になっちゃう。つまり、取締役会がない会社で取締役が複数いる場合、全員が代表取締役になることを忘れちゃいかん」

「ということは、うちの場合だと、私と女房、両方が代表取締役になるというわけだ。夫婦ならばともかく、他の会社で代表権を持つ取締役が何人もいたら、経営上困るだろう」

「原則はそのとおりだが、定款で代表取締役を決める定めをすれば、これまでどおり代表者を1名とすることはできるから心配しなさんな」

「定款で代表取締役を決める、と言われても、具体的にはどうすればいいんだ？」

「代表取締役の選任は、本来は取締役会の決議事項だが、その取締役会はなくなったわけだ。よって、取締役会に代わり株主総会が代表取締役を選任するという方法が一つ。あるいは、取締役が互選で決定すると言うのがもう一つの方法。いずれにせよ、どんな方法で決めるのかは、新たな方法を定款に謳わなければならないから、定款を変更する必要があるな」

－登記でみる、代表取締役の選任の違い－

取締役がA、B、Cと3名。代表取締役がAという取締役会設置会社があったとします。取締役会を廃止した場合の選択肢としては、一般には次の2とおりが考えられます。

- ① 原則どおり、A、B、Cの各自が代表取締役(以下、代取)になる(法 349 条2項)
- ② 現行どおり、代取をAのままいく(法 349 条3項)

いずれにせよ、取締役会を廃止したことを登記しなければなりません。その場合、①でならば、代取を選任する必要がないため、選任決議書面も不要。当然に全員に「代表権付与の登記」がなされます。

一方、②でいく場合は、代取を選任したことを証する書面が必要。例えば、株主総会の議事録とか、取締役の互選書を添付し、会社側が積極的に②の旨を意志表示する必要があります。

回りくどいので、整理すると、

⇒ 取締役会を廃止したら、原則どおりこれまで代表権がなかった取締役に代表権を付与するのか、それともこれまでどおりの代取で行くのか、の判断が問われる

⇒ 後者ならば、「代表権付与の登記」が不要であることを証する書面を出す

— ということなのです。

※ ②の場合、同じ人物とはいえ、形式上は新たに代取を選任するわけだから、重任登記が必要な気がしますが、実務的には煩雑という意味か、通達により、代取の<重任登記>は不要とされています。

※ もっとも、Aが代取を辞め、Bが代取になる場合は、代表権付与の登記が発生するため、選任決議書面が必要なのは言うまでもありません。

※ 取締役会非設置会社では、代表権が付与されていない取締役にも業務執行権が付与されます。そのため取締役が複数の場合は、定款で特別の定めをしない限り、業務は過半数で決めます。その人に代表権が付与されているかどうかとは直接の関係はありません。

■ 取締役会廃止と株式譲渡との関係

「結局は、何らかの定款変更が必要で、代取を選任するか否かは判断次第ということか？」

「それだけではない。取締役会廃止となると、株式の譲渡にも関係してくる。ところで、株式会社は何故、株式会社と呼ばれるのか、わかるかい？」

「会社に出資してくれた株主にその見返りとして株券を発行するからだ。それくらいは私でもわかるよ(笑)」

「ならば、出資してくれた株主が株主を辞めたい、については株券を返すから出資金を返してくれ、と言われたらどうするね」

「うーん、そんなことは今まで考えたこともないな。出資金を出してくれた以上は、請求があったら返さなきゃならんだろう？」

－株式譲渡は制限できる、の主旨－

案外このように、出資金を貸付金や投資信託と同じように考えている向きがあります。

しかし、出資金が買戻しによって、容易に社外に流出するととなると、会社の債権者(例えば、原材料の納入業者や事務所の貸主)にとっては大事です。そのため、株券の買戻し(法的には、^{おおごと}社員の退社という)は認められず、その代わりに、株主には株式を第三者に譲渡することが認められています。株主にしてみれば第三者に譲渡するのが唯一の債権回収手段だからです。

ところが、それを自由に認めると、株式が競合会社や暴力団の舎弟企業等の好ましからざるものの手に渡り、乗っ取りを図られるといった不都合を招きかねません。

そのため、公開会社でもない限り、株式を第三者に譲渡するには、予め取締役会の承認を要するといった条項が定款に設けられており、なおかつそれを一般の人でも閲覧できるように登記することが義務付けられています。

－ところで、費用はどれだけ掛かるのか－

「なるほど、承認機関である取締役会がなくなったとなると、代わりの承認機関を決めなきゃならない、ということか。一般の会社はどうしているんだい？」

「お前さんの会社も定款には、譲渡制限の内容として『取締役会の承認』という文言があるはずだ。ところが取締役会が存在しなければ、その文言を変えなくてはならん。具体的には、『株主総会の承認を要する』とか、『代取の承認を要する』という内容に変更するのが良いだろうな。当然ながら、これも公示しなければならぬので、登記が必要だ」

「下世話な話で申し訳ないが、登記することがけっこうありそうだな、費用が心配だよ」

「今の話を聞く限り、これくらいは掛かるかな」

登 録 免 許 税	取締役会の廃止	3万円	+	司法書士への手数料 3万円から4万円
	株式譲渡制限の変更	3万円		
	取締役の退任(退職する従業員の分)	1万円		

監査役廃止とその要件

◆そもそも監査役とは何をする人なのか？◆



当社は美容院を営む株式会社で、私が社長、妻が名ばかりの監査役です。最近では妻も日々、帳簿の事務やお店の雑用に従事しているため、来期から妻の給与を私の給与と同じレベルに引き上げたいのですが、顧問税理士さんが難色を示しています。なぜでしょうか。

■ 業務の執行ではなく、執行を監査する

監査役役割は、まず、取締役の行為が法令・定款に違反していないかをチェックすることです(法 381 条1項)。これを業務監査といいます。もっとも、取締役の裁量に属することについては、それが「著しく不当でない限り」権限が及びません。

もう一つが会計監査。決算書や営業報告書が正しく書かれているか。利益処分案に違法な点がないかを調べ、決算の都度、監査報告書にまとめて代表取締役に提出します。

ということは、決算書を監査する立場である監査役が決算書を作成し、または日々の帳簿をつけるのは本末転倒です。言ってみれば、諸藩の動向を監視する幕府の大目付に対して、藩政多忙を理由に藩が諸事の一部を肩代わりしてもらおうようなものだからです。



— 監査役制度の廃止も視野に —

ただし、誤解なきよう申し上げますと、奥様のこうした作業に対し、会社が報酬を支払うこと自体は違法でも不当でもありません。監査役報酬としてペイするからこそ問題だ。という意味です。

対処方法としては、少なくとも次の2つがあります。

- ①後任の監査役を選任し、奥様を経理担当の一従業員として雇い入れる
- ②いっそのこと監査役制度を廃止し、奥様を経理担当の一従業員として雇い入れる



①の場合は、後任の人選に尽きます。名目であろうと相当な責任を負うため、無償とはいかず、月3万円程度の出費は覚悟すべきでしょう。

②のように、会社法の施行により、監査役制度を廃止することも可能になりましたが、その場合は、取締役会も原則として廃止しなければなりません。つまり、取締役会がある会社には監査役は必要機関だからです。

では、監査役を廃止すると何か不具合が生じるのか。

銀行等から融資を受ける場合、不利になるという見方もできなくもありませんが、実際問題、これまで監査役としての機能が働いていたとは思えず、いわゆる父ちゃん、母ちゃんの会社がくいまさら>監査役を廃止したからと言ってどうなのか。同じではないでしょうか。

一方、②において、取締役会を廃止せず、監査役の代わりに会計参与をおくという選択肢もあります。会計参与は取締役と共同して会計の計算書類を作成する機関。その内容が専門的であるため、公認会計士・税理士等に限られます。従業員の兼務も不可です(法 333 条)。